

【源泉徴収票の見方】



平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)		(個人番号)		(役職名)		氏名 (フリガナ)	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額					
	3 952 000	2 612 000							
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数	
有 従有		特定 老人 其他			1	特別 其他			
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額			
(摘要)									

【所得額】に相当する部分を見ます。

諸控除がなければこの額から 8万円を引いた 2,532,000円 が**判定所得**となります。  
 ※ 諸控除は確定申告したうえで金額が決まるので、源泉徴収票に記載はありません。

【扶養人数】に相当する部分を見ます。

扶養人数は控除対象配偶者(1人)と16歳未満扶養親族(1人)を合わせて2人となり、3,102,000円 が**所得制限限度額**となります。

▶判定所得が限度額を下回っているため、申請をすることで助成を受けることができます。  
 判定所得が限度額を超えていると、助成を受けることはできません。

【市・県民税特別徴収税額の決定通知書の見方】

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入	3952000	主たる給与以外の所得区分	給与	雑	課税二時	課税標準	総所得③												
	給与所得	2612000						総所得金額①	2612000	山林所得		分離短期譲渡		分離長期譲渡		株式等の譲渡		上場株式等の配当		先物取引
所得控除	雑損医療費		障・寡・勤					扶養親族該当区分		本人該当区分		課税損失								
	社会保険料		配偶者					特同老		他未年		特同老		特同老		特同老				
	小規模企業共済		配偶者特別					16歳未満		その他		その他		その他		その他				
	生命保険料		扶養基礎					その池												
	地震保険料		所得控除合計②					*												
(摘要)																				